

平成23年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：商法（配点：100点）

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で2ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。
- 7 解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。

(商法)

第1問

株主総会の運営について、取締役会設置会社と取締役会設置会社以外の会社とを比較して、会社法上、どのような制度の相違があるか説明しなさい。

(配点：60点)

(商法)

第2問

甲社は、主として引越運送を業とする株式会社であり、関西地域における個人向け引越のシェアは5位程度である（もっとも、そのうち南大阪地域においては同業他社との競争が激しく、他地域に比べてシェアはかなり低い）。

乙社は、主として雑貨販売を業とする株式会社である。乙社は、本業の雑貨販売が不振なため、新規事業として引越部門を立ち上げたが、知名度不足から業績は伸び悩んでいた。そこで、乙社の代表取締役Bは、幼なじみである甲社の代表取締役Aに対して、乙社が南大阪地域において引越運送業を営む際に、甲社の商号を使用する許諾を求めた。

甲社は、取締役会において、許諾によって得られる手数料収入などを総合的に検討した上で、乙社が甲社の商号を使用して引越運送業を行うことを承認し、AがBに対してこの許諾を伝えた。以上の事実のもとで、以下の問いに答えなさい。

問1 南大阪地域において引越を計画していたCは、複数の業者を比較した上で、甲社の商号に聞き覚えがあったことから、その商号を使用する乙社と契約を結んだ。ところが引越運送の途中で荷物が損傷したため、Cは損害を被った。Cは甲社に対して損害賠償を求めることができるか。

問2 南大阪地域に居住するDは、自転車で走行中に、甲社の商号を標示した引越運送中の乙社の車両と衝突し、損害を被った。Dは甲社に対して損害賠償を求めることができるか。

(配点：40点)